

豊 商 鉦 第 4 8 号
令 和 7 年 5 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道 様

豊富町長 河田 誠一

(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
豊富町としての意見について

令和7年4月3日付環境第13号にて通知のありました(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書に対しての環境影響評価法第10条第2項に基づく意見照会について、下記のとおり意見を提出致します。

記

方法書に記載された調査における評価は概ね妥当であると考えます。

本事業予定地については当町外を含む計画であるが、以下の点に留意して今後の計画を進めるように努めていただきたい。

1. 自然環境の保護について

建設予定地の動植物の保全に十分な配慮を行う事。

また、主な建設予定地となる改変においては地理及び地質特性を踏まえ、土砂の流出等の発生のないように十分な配慮と調査を行うこと。

2. 景観の保護について

景観について適切に調査し、予測及び評価にあたってはモニタージュ等により検討し、景観の保全に関して十分に配慮すること。

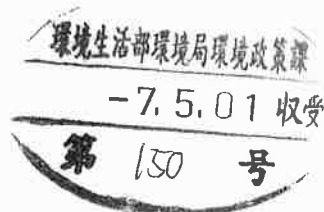
3. 生活環境への影響について

騒音や振動、風車の影について影響範囲を調査及び予測し、住民の不安や懸念を解消し、生活環境の保全に万全の措置を講じること。また、工事資材等の搬出入についても周辺住民の生活環境の保全に万全の措置を講じること。この他、配慮事項には含まれないが今後の調査では携帯電話、TV受信における影響についても十分な調査を行うこと。

4. 方法書に対する意見について

縦覧期間中に寄せられた方法書に対する意見については、積極的な情報提供と説明を行い、十分な配慮と対応を行うこと。

以上



【担当】商工観光課 鉦山保安係
主幹兼鉦山保安係長 菊地 昌宏
TEL 0162-73-1713



稚エネ第 136 号
令和 7 年 5 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道 様

稚内市長 工 藤 広



環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和 7 年 4 月 3 日付け環境第 13 号にて照会のあった「(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書 (ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社)」に対する意見につきまして、下記のとおり提出いたします。

記

本方法書における事業実施想定区域は、「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において「特に定めのない場所」に該当するが、周辺には民家等が存在することから、ガイドラインの遵守とあわせて、以下の点について特段の配慮を求めます。また、各種調査の結果については、適宜、本市に対して報告することを求めます。

1 累積的影響等

事業実施想定区域は、他事業者の環境アセスメント中の事業と区域が重複及び隣接していることから、関係する環境影響評価項目に係る累積的な影響について十分な調査を行うとともに、予測及び評価が適切なものとなるよう、騒音や低周波音、河川への影響などを多角的に検討すること。

2 騒音・低周波音

風力発電機の配置検討区域の 2 km 以内には民家等は存在しないが、事業実施想定区域の周辺には民家のほか、市立稚内病院附属曲淵健康管理センターや天北小中学校が存在することから、騒音や低周波音など様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うこと。

3 水質

事業実施想定区域の付近には、稚内市の水道水用水源である北辰ダムが存在するため、事業実施にあたっては、水源保全の観点から本市関係部署との事前協議を行うほか、専門家等から意見を聴取し、十分に配慮すること。

4 地形・地質

本事業は、周氷河地形である宗谷丘陵付近での計画となっているため、事業実施にあたっては、周氷河地形への影響が最小限となるよう風力発電機の設置場所等に十分に配慮すること。

5 植物

事業実施想定区域には、植生自然度の高い群落が存在するとともに、ほぼ全域が保安林

となっていることから、事業実施による影響を回避又は低減するため、専門家等から助言を得ながら様々な調査を行うとともに、関係機関等との十分な事前協議を行うこと。

6 景観

稚内空港や観光施設など眺望点からの景観については、その影響が最小限となるよう十分に配慮するとともに、3D映像やフォトモンタージュ等を活用して地域住民等へ分かりやすい説明を行うこと。

7 空港

稚内空港の運用に支障が生じないように、稚内空港における最低気象条件の確認など、関係機関との調整を行うこと。

8 文化財

事業実施想定区域には、埋蔵文化財包蔵地が含まれているため、文化財保護の観点から、事業の各段階において十分に配慮すること。また、工事計画区域が1haを超えることが想定されることから、文化財保護を所管する稚内市教育委員会と事前協議を行うこと。

9 動物

事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅危惧種であるイトウの生息や産卵が確認されている河川が存在することから、関係機関や専門家等から助言を得ながら、様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うこと。

また、道北地域の風力発電事業では海ワシ類のバードストライクが発生しており、本事業実施想定区域及びその周辺においても、チュウヒや海ワシ類等の希少種の生息や飛来が確認されていることから、関係機関や専門家等から助言を得ながら、様々な影響について調査を行い、適切な対応を行うこと。

10 電波

本市では、中頓別町の知駒中継局から直接電波を受信している施設や、それを中継して市内に電波を送信する中継局があることから、風力発電機の配置検討区域の周辺に民家等が存在しない場合であっても、既存のテレビ電波送受信施設（中継局・共聴等）との位置関係を整理し、テレビ電波への影響調査や放送事業者等の関係機関との協議を行い、適切な対応を行うこと。

11 事業説明

地域住民等から自然環境や景観への影響、騒音及び低周波音による健康被害、撤去時の適正な処置などに対する不安の声が多く寄せられていることから、地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成など適切な対応に努めること。

猿住発第 78 号
令和 7 年 5 月 7 日

北海道知事 鈴木直道様

猿払村長 伊藤浩一
(公印省略)

「(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見について(回答)

令和 7 年 4 月 3 日付け、環境第 13 号で照会のありました標記のことについては、次のとおりです。

記

猿払村は、村を囲む山林から猿払川や猿骨川などが緩やかにオホーツク海に流れ、基幹産業である水産業の豊かな水産資源を支えており、また北オホーツク道立自然公園の中心部に位置し、モケウニ沼やカムイト沼などの自然環境があり、村の中を流れる河川には希少種のイトウが生息するなど、豊かな自然を有しており、本村では村民がこの環境に誇りと愛着を育むまちづくりに取り組んでいる。

また、本村は地球温暖化対策を講ずるため、地球温暖化対策実行計画を基礎として、再生可能エネルギーの活用を推進していることから本事業が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に寄与する事業であることには理解を示すところである。

しかしながら、事業の位置及び規模、風力発電設備の配置等について不十分な内容となっており、規模や設置箇所によっては、地域の自然環境や生活環境への影響について懸念されることから以下について意見する。

環境保全措置の検討を含む懸念される事項が改善されない場合には建設箇所の再考や事業計画の中止を求める。

また、住民等から聴取した様々な意見等を鑑み事業者には遺漏なく的確な対応を求める。

1 水源涵養機能への影響

本村は、水道飲用水として河川の表流水を活用しており現状においても、川幅や水量が豊富とは言えない環境の中、気象条件や季節によっては少雨による渇水で、取水制限や節水をお願いを村民に呼びかける場合がある。

今回の事業を実施することで、森林の持つ水の貯蔵力や浄化力といった機能低下を招く懸念があることから、限りある水資源を保全可能とすべく事業者として科学的根拠を示すなど慎重な対応策について責任ある説明を求める。

2 動植物等生態系への影響

本村は、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧 I B 類(EN)の指定を受けており、村の魚(シンボル)としても指定しているイトウが生息する河川を複数有するほか、古来より渡り鳥が飛来する地理的条件の備わった地域で、国や道の鳥獣保護区の指定を受けていることから、官民をあげて動植物や周辺の自然環境の保全に注力しているため、事業の実施による環境の変化や生態系に及ぼす影響を、可能な限り科学的、定量的に予測及び調査するとともに専門家等で組織する検討会などで調査、予測及び評価を行うことを求める。

以上のことから動植物や周辺の自然環境の保全に最大限配慮すること。

3 住民・関係機関等への説明

猿払村としては未来に向けて、水資源の保全、村民の暮らす環境を維持していくことが第一と考えることから、【地形・地質・水質・騒音及び振動・動植物・生態系・景観・工事の実施に伴い発生する廃棄物や残土の排出方法や処理方法】について猿払村民をはじめ全ての関係者に対して、これまで聴取した様々な意見や調査結果等について積極的な情報提供や丁寧な説明に努め十分な理解を得られることを求める。

以上

環境生活部環境局環境政策課
-7.5.12 收受
第 150-3 号